



宮崎県内市町村向け 個別避難計画スタートアップガイド

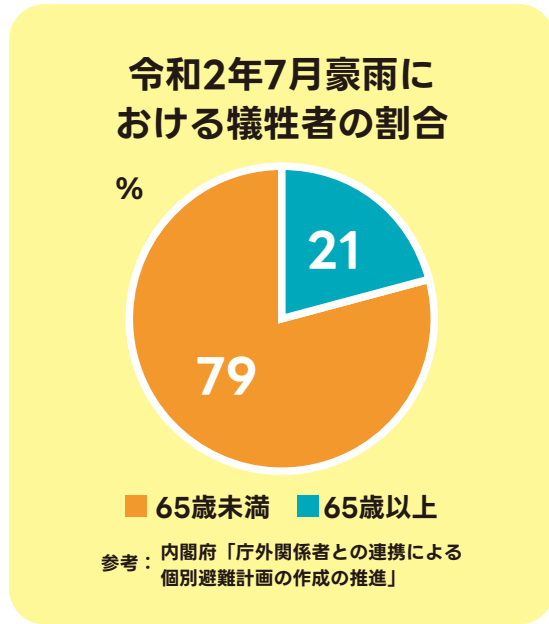
本ガイドは、市町村が個別避難計画の取組を推進する際に、計画作成対象者ごとに必要な計画作成の支援方法を検討し、進め方の参考にしていただくことを目的としています。

個別避難計画の概要

背景

避難行動要支援者の犠牲者を減らすために市町村の努力義務とされました

令和元年の台風第19号や令和2年7月豪雨など、近年、激甚化・頻発化する水害・土砂災害における高齢者等の犠牲が課題となっています。そこで、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」（以下、要支援者）について、市町村が個別避難計画を作成することが義務化されました。



個別避難計画とは

自ら(家族で)避難できない人への 避難支援についてまとめた計画です

高齢者や障がい者などの災害時に自ら(家族で)避難することが難しい要支援者ごとに、避難の支援、安否の確認その他の生命または身体を災害から守るための必要な支援等を実施するために作成する計画です。

計画に記載すべき内容(その他)

支援者の情報や避難先、 避難方法等について記載します

- 避難支援等を実施する支援者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先(団体の場合は、名称、居所、連絡先)
- 避難先及び避難経路に関すること
- その他、市町村長が必要と認める事項

市町村の基本的な取り組みフロー

以下の取り組みフローを参考に、市町村の個別避難計画の取り組みの進め方を検討しましょう。

STEP 01 庁内外における 推進体制の整備

- ・ 防災・福祉、その他関係部署の役割分担を担う
- ・ 地域(自治会、自主防災組織、民生委員等)や福祉専門職等に必要な説明を行い協力を得る



STEP 02 優先度と進め方の整理

- ・ 地域の実情にあわせて計画作成の優先度を整理する
- ・ 優先度に沿って対象者を絞り込み、進め方を決める



本ガイドでは
3つの進め方を
紹介

STEP 03 事前調整

- ・ 本人に説明し同意を取得する
- ・ 関係者への計画作成対象者の情報の共有や事前調整等

本人・家族の
自助が前提

本人に必要な
支援は？

STEP 04 計画を作成 (各進め方を参照)

- ・ 調整会議等で関係者同士による意見交換を行う
- ・ 本人・家族や地域、福祉専門職等により計画案を作成する

支援者の役割

具体的な避難方法

STEP 05 計画内容を確認

- ・ 提出された計画内容を確認し、関係者に共有する
- ・ 実効性を確保するための取組を実施する
- ・ 本人の状態の変化や支援者の変更等に伴い計画を更新する



関係者へ
共有

定期的な
更新

計画作成の優先度と進め方

このガイドでは、要支援者の状況に応じた3つのパターンの個別避難計画の取り組みの進め方を紹介します。
要支援者の状況に応じて、地域（自治会や自主防災組織、民生委員等）や福祉専門職など、連携先ごとに取り組み方を検討しましょう。

避難行動要支援者

① 計画作成の優先度の判断

これらの3つのポイントを基に、市町村で計画作成の優先度を検討してください。

優先度を判断する3つのポイント

🏠 自宅に潜む危険性

- ・洪水 ・内水氾濫 ・津波による浸水
- ・土砂災害による家屋倒壊の危険性など

👤 本人の状況

- ・認知症により避難判断困難
- ・自力による移動が困難
- ・移動に専門的な支援が必要など

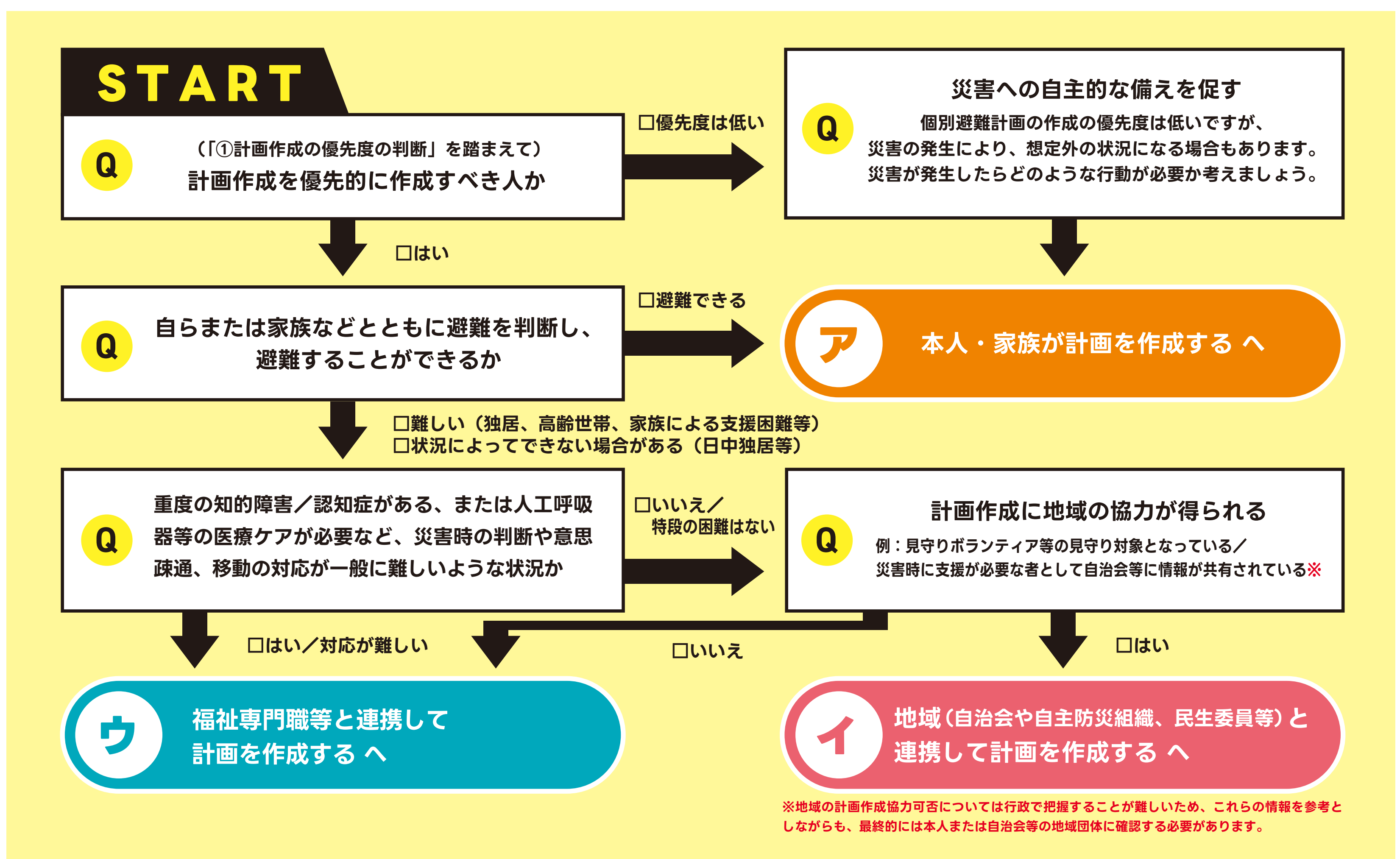
👤 周囲との状況

- ・独居 ・高齢世帯 ・日中独居
- ・家族による避難支援困難
- ・地域との関わりがないなど

優先的に計画を作成する対象者は ...

② 計画作成の進め方の検討(例)

優先的に計画を作成する対象者について、
下記のフロー図を参考に進め方を検討してください。



ア 本人・家族が計画を作成する

本人・家族で計画を作成できる方には、避難のタイミングや避難先の考え方を示し、計画作成を促します。

<対象となる人>

本人・同居家族による避難判断・避難が可能／近くに住む親族等で避難判断・避難の支援が可能

<作成に関わる関係者の例>

家族、友人、近隣住民 等

イ 地域と(自治会や自主防災組織、民生委員等)連携して計画を作成するへ

自治会・民生委員等、地域の協力が得られる場合は、一緒に計画作成に取り組み、平時から関係性が構築できるように努めます。

<対象となる人>

独居・高齢世帯等の理由で本人・家族による避難判断・避難が難しい人のうち、地域の協力を得ることができる人

<作成に関わる関係者の例>

市町村、自治会(町内会)、自主防災組織、民生委員、消防団員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ボランティア団体 等

ウ 福祉専門職等と連携して計画を作成するへ

一般の人が対応困難な要支援者については、本人の状況について日頃からよく知っている福祉専門職等の関係者の協力が不可欠です。

<対象となる人>

本人・家族による避難判断・避難が難しい人のうち、日頃の地域との関わりがない人／重度の認知症・寝たきり等、一般の人では対応が難しいあるいは特別な対応が必要な人

<作成に関わる関係者の例>

市町村、ケアマネージャー、相談支援専門員、地域包括支援センター、福祉サービス事業者 等

計画作成の進め方の例



本人・家族等が計画を作成する



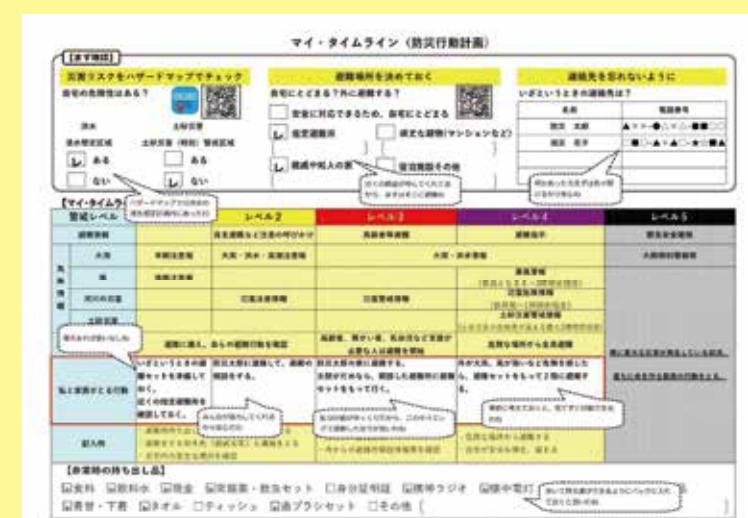
POINT

災害リスクの確認方法

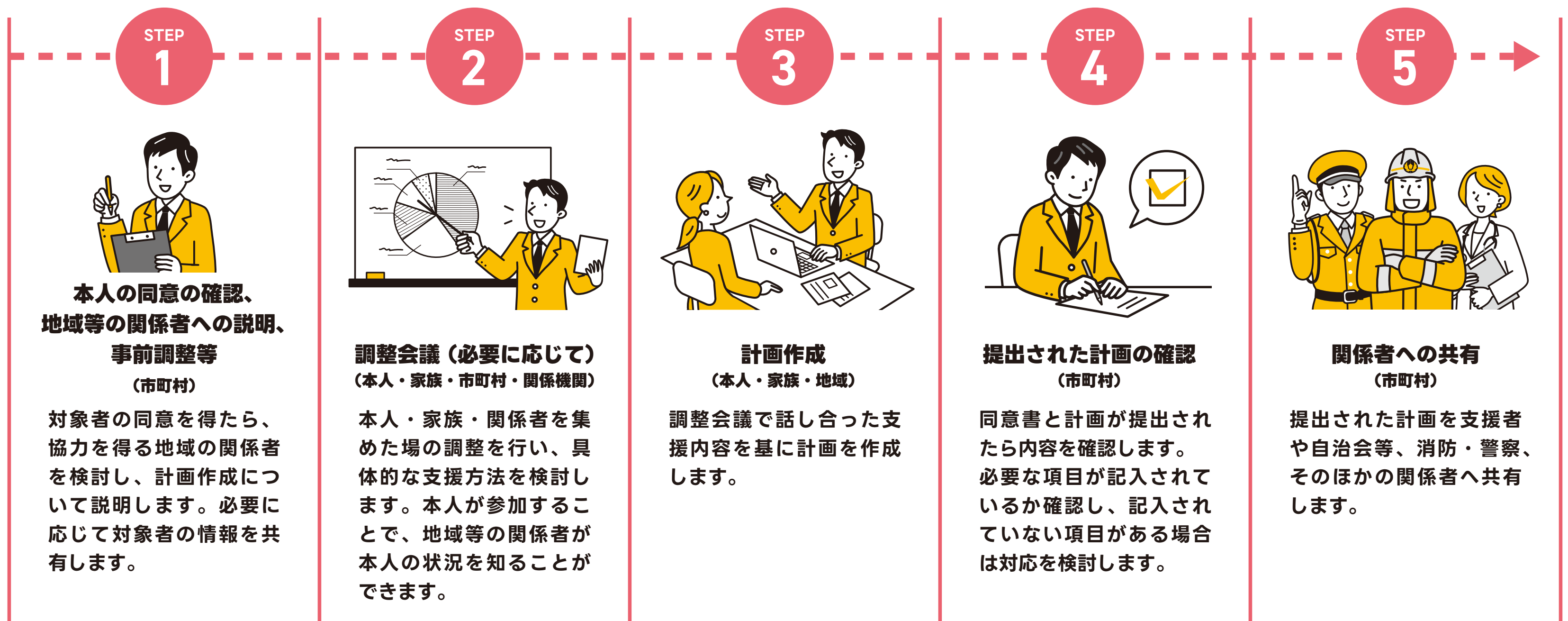
本人・家族が計画を作成する場合、正しい災害リスクを認識してもらうことが重要です。個別避難計画の案内と一緒に市町村のハザードマップを同封するなど、災害リスクを認識してもらう工夫をしましょう。

取組例 マイ・タイムラインを活用した取り組み

市町村で公開しているマイ・タイムラインに、本人や地域等の関係者がすべき対応が時系列でまとめられている場合、内容により個別避難計画の要件を満たしていれば個別避難計画として取り扱う、あるいは補完するものとしてあわせて作成するといったことも考えられます。



地域（自治会や自主防災組織、民生委員等）と連携して計画を作成する



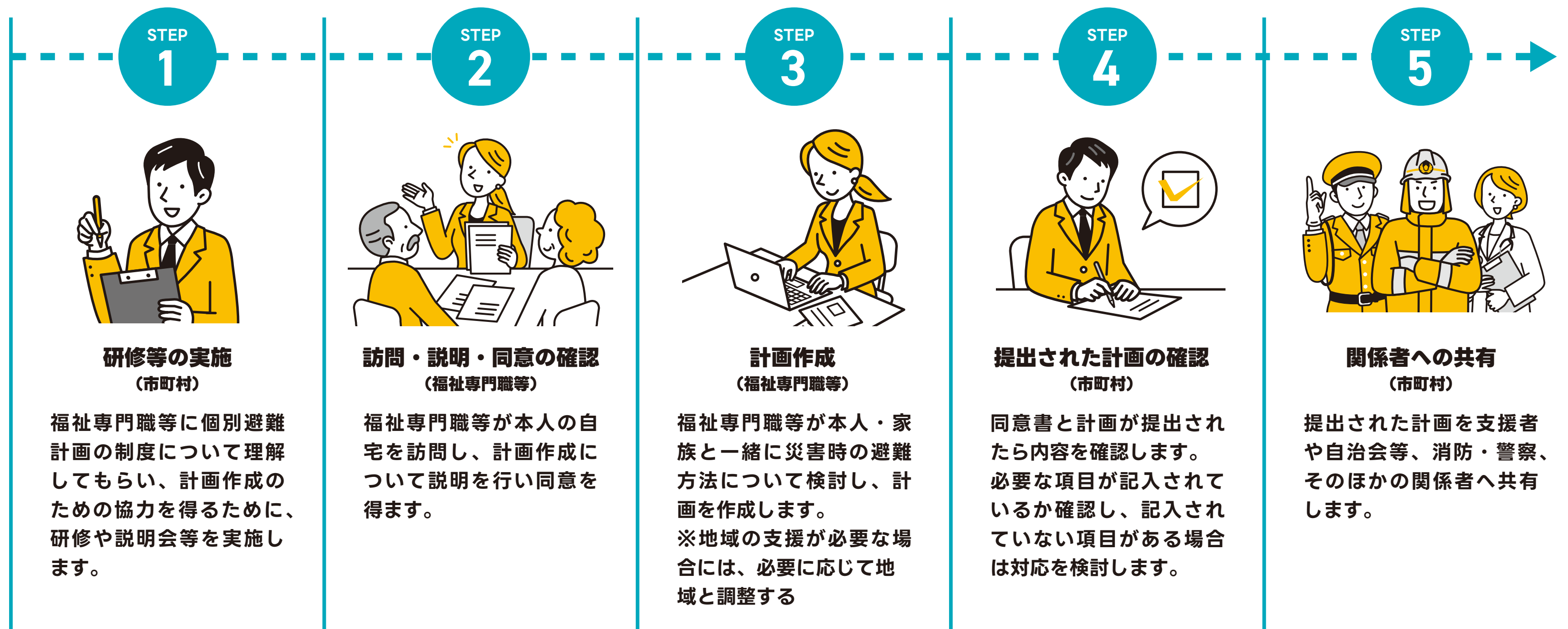
POINT

調整会議で検討する事項

調整会議では、自宅の災害リスクと避難時の課題を確認した上で、
①避難先・避難経路、②避難のタイミング、③災害時の行動や関係者の役割について具体的に話し合います。



福祉専門職等と連携して 計画を作成する



POINT

災害リスクの確認方法

本人・家族が計画を作成する場合、正しい災害リスクを認識してもらうことが重要です。個別避難計画の案内と一緒に市町村のハザードマップを同封するなど、災害リスクを認識してもらう工夫をしましょう。

取組例 介護支援専門員連絡協議会と連携した取り組み（長崎市）

長崎市では令和3年度の個別避難計画作成モデル事業において、日頃から市と様々な意見交換や共同研修を実施している介護支援専門員連絡協議会の協力を得て個別避難計画作成を行いました。実際にケアマネが要支援者の個別避難計画として「安心カード」を作成し、関係者への情報提供の同意も得ることができました。
内閣府「令和3年度個別避難計画作成モデル事業(市町村事業)最終報告書(長崎市)」より

計画の取り扱い

市町村は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な計画内容について、
避難支援等実施者等の関係者に共有することができます。

そのため、**市町村で取り扱いの方針（共有する内容、関係者の範囲等）について整理する必要があります。**

こんな場合は ...

Q1

**支援者が見つかりません。
支援を依頼しても断られてしまいます。**



**避難支援者には
義務や責任が生じないことを
理解してもらいましょう。**

●避難支援は義務ではなく、支援できなかった場合や避難支援中に事故が発生した場合に、計画に記載された支援者が責任を問われることはないということを説明するようにしてください。
●どうしても支援者が見つからない場合、介護保険サービス等を活用した避難方法を提案するほか、行政として本人・家族等が地域と関わりを持つことができるように支援する方策を検討することが必要です。

Q2

計画作成の同意が得られません。



**計画作成の進め方を
見直してみましょう。**

●特に本人・家族で作成する場合、個別避難計画の制度そのものや、計画作成方法について書面だけでは理解できない可能性があります。その場合、地域や福祉専門職が主体となった計画作成を行うことを検討してください。

Q3

**地域（自治会等）の協力が
得られません。**



**日頃から要支援者の情報を
共有できる体制を
検討しましょう。**

●地域によっては、計画作成対象者がどのような人で、どこに住んでいるのか等を全く把握していない場合があります。地域が全く状況を把握していない人について、計画作成の協力を得ることは難しいと考えられます。
●地域の見守り活動等の対象者から計画作成を進める等の方法で地域の理解を得たり、平時から地域の要支援者の情報を共有できる制度について検討することも大切です。